

第5回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】第4回基準等検討ワーキンググループの報告	・・・	4
【資料3】(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の 構成内容(案)	・・・	6
【資料4】教育・保育の量の見込み及び確保方策	・・・	12
【資料5】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 確保方策	・・・	14

ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

ロードマップ

	平成25年度			平成26年度					
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 H26.11	第9回 H27.1
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議									
ニーズ調査の項目									
需要量・供給量			1	1					
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1	1					
上記以外の計画									
計画全体の審議（計画の理念等）							2		
(2) 認可基準等の審議									
現認可等基準（現状確認）									
新制度における認可基準・確認基準			3	3					
放課後児童育成事業の基準			3	3					
支給認定基準			3	3					
(3) 利用者負担の審議									
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）									
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価									

審議

審議終了等（確定）

1 量の見込みについてのみ審議

2 素案の確定

3 検討中の国の案をもとに審議

第4回西宮市子ども・子育て会議 協議等まとめ

1 第3回基準等検討ワーキンググループの報告について

事務局より、第3回基準等検討ワーキンググループにおいて協議した地域型保育事業のうち家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業の認可基準について、制度概要などを説明するとともに、前田座長よりワーキンググループにおける協議内容について報告した。

その上で、各委員で意見交換を行い、上記各基準についてワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議として承認した。

その中で、保育の質を担保するための詳細な項目は、規則や要綱で規定することとし、規則や要綱に対する各委員の意見の反映状況について、その内容を子ども・子育て会議に示してほしいとの意見が出された。

2 地域子ども・子育て支援事業について

事務局より、新制度における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の内容、各事業の提供区域の設定について説明した。

3 教育・保育の量の見込みについて

事務局より、国の手引きに基づく量の見込みを踏まえた事務局案を説明し、本市の事業計画における教育・保育の需要量として事務局案を西宮市子ども・子育て会議として承認した。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

事務局より、国の手引きに基づく量の見込みを踏まえた事務局案を説明したところ、各委員から以下の意見が出された。

- ・放課後児童健全育成事業について 小学生用のアンケートの中では小学4～6年生について利用意向が5%に満たないので、国の手引きに基づく高学年の量の見込みは、多すぎる印象を受ける。
- ・乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）について 平成27年度から計画値を100%とすべきではないか。
- ・地域子育て支援拠点事業などについて 気軽に利用できる場所に設置する必要があること、現在における事業の実績だけで判断すると、利用したい人が利用できていない状況を反映できないことに留意すべきではないか。
- ・一時預かり事業について 保育短時間の下限に満たない利用者のニーズを含めた量の見込みとすべきではないか。

第5回西宮市子ども・子育て会議では事務局より提示できていない「利用者支援事業」および「放課後児童健全育成事業」の量の見込みを提示するとともに、その他の事業について各委員の意見を踏まえた量の見込みを再度提示することを確認した。

以上

第5回西宮市子ども・子育て会議 協議事項

(1) 第4回基準等検討ワーキンググループの報告について

ワーキンググループにおける協議内容(幼保連携型認定こども園の認可基準、確認に関する運営基準)について審議を行い、各基準の内容について検討結果をまとめる。

(2)(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)

事業計画の構成内容(案)について、各委員で意見交換を行う。また、引き続き審議することとなっている基本理念の事務局案についても意見交換を行う。

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

量の見込みに対する確保方策の市の提案について審議を行い、本市の整備方針を確認する。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

前回に提示していなかった量の見込み及び各委員の意見を踏まえて修正した事務局案について審議を行い、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需要量を確認する。

また、量の見込みに対する確保方策の市の提案について審議を行い、本市の整備方針を確認する。

議事（１） 第４回基準等検討ワーキンググループの報告

報告事項

- 1 幼保連携型認定こども園の認可基準
- 2 確認に関する運営基準
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

1 幼保連携型認定こども園の認可基準

概要	<p>基本的に事務局案のとおりとするが、運用面で保育の質を上げていくよう検討し、できる限り要綱などに職員配置の詳細を明記していくことを求める。</p>
出された意見	<p>保育所と幼稚園では、預かる時間が異なる。長時間の保育では、人員が必要になる。海外の状況を考慮すると、なるべく20対1が望ましい。</p> <p>子どもが小さいうちは大人との関係が大切である。その上で、30対1と20対1では大人とかかわる時間が違ってくる。</p> <p>職員配置を20対1にする場合に各幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行できなくなるかは、今の段階で読めない。各幼稚園の考えが今は把握できない。むしろ20対1でも移行する幼稚園があるかもしれない。</p> <p>30対1で条例化し運用で質を上げていく場合、運用の中に明記することが望ましい。</p> <p>職員配置について、子どもにとっては手厚い方が望ましい。しかし、20対1では幼稚園からの移行が難しく、30対1では移行しやすいのであれば、条例では30対1にしておいて、運用で20対1を目指すとする方がよい。</p> <p>一度20対1にして移行する園が出てこない場合に30対1に緩和できないのであれば、30対1にしておくべきである。</p> <p>国基準で条例化した上で、具体的な実施にあたり現実にあった対応策を検討すべきである。</p> <p>汎用性のある運用が必要。将来的には20対1を確保できる取組みが必要である。</p> <p>保育教諭として幼保連携型認定こども園に就職する人材がどれだけ出てくるかも未知数である。保育士不足に加え、幼稚園教諭不足にもなりつつある中で、20対1はハードルが高いように思える。</p>

2 確認に関する運営基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

概要	<p>事務局案のとおりとするが、市は確認を受けた施設・事業者をバックアップしていくことが必要である。</p> <p>情報の提供については、利用者が情報にアクセスできる仕組みを構築することが必要である。</p>
出された意見	<p>府令に定められていることを施設・事業者に求めていくなれば、市も施設や事業者をバックアップすることや、橋渡しすることが必要である。</p> <p>施設・事業者に求められる事項を市側から提示し、市内での統一を図る必要がある。情報の提供は重要。情報の提供を確実に施設・事業者に求めていくことが必要である。地域型保育事業にも情報の提供が求められることを考えると、小規模な施設等には問題がある。作業負担が生じることが予想されるので、施設・事業者がすべきことと市がすべきことを明確にしておく必要がある。</p> <p>情報の公表に関連して、子どもの保育の内容・記録を公表することも必要である。保護者がスムーズに情報を得られるよう、工夫してほしい。</p>

議事（ 2 ） （仮称）西宮市子ども・子育て支援事業計画の構成内容（案）

1 次世代育成支援行動計画との関連性及び今後のスケジュールについて

次世代育成支援行動計画とは・・・

次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づき、市町村・都道府県が策定する計画である。平成27年3月31日までの時限立法で、計画は5年を1期として策定するため、平成17年度から21年度までを前期計画、22年度から26年度までを後期計画として策定している。

子ども・子育て支援法の成立に伴い・・・

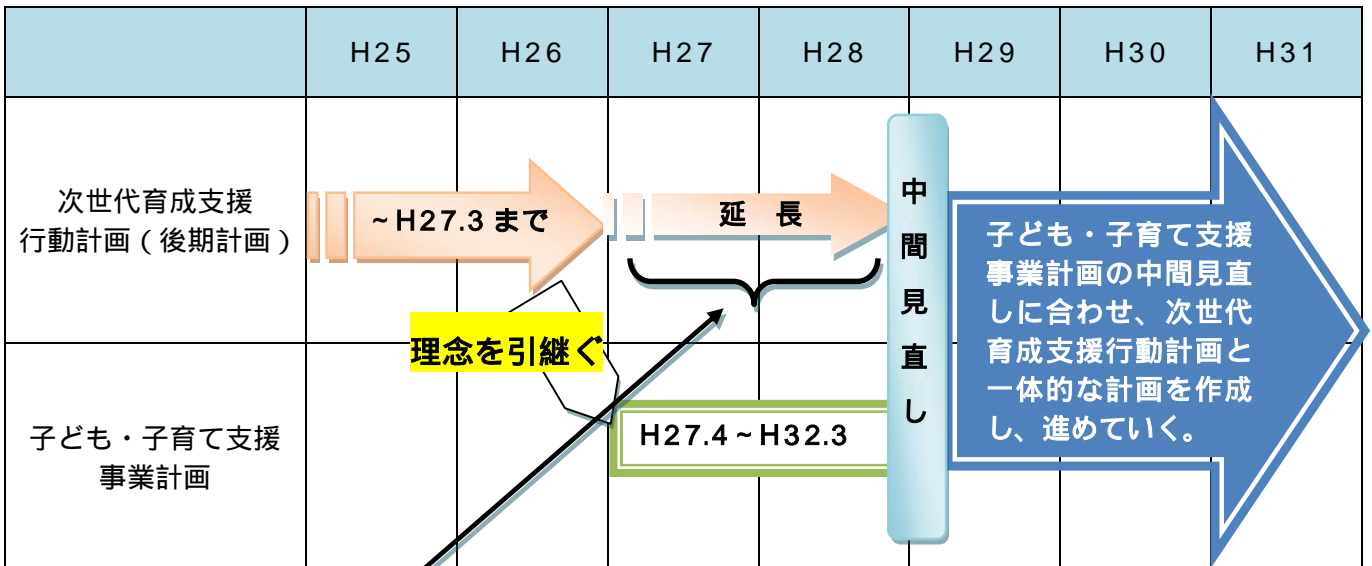
平成24年8月に子ども・子育て支援法（以下、「支援法」という。）が成立したことにより、市町村・都道府県において「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられた。

これにより、次世代法に基づく市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）は任意化され、次世代法に基づく行動計画と支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の双方を作成する場合には、一体のものとして作成することが可能となった。

次世代育成支援対策推進法等の一部改正・・・

平成26年4月16日、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、平成27年3月31日までの時限立法であった法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されることとなった。

本市における次世代法に基づく市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）と支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の関連性については、以下のとおりとする。



平成29年度に予定している子ども・子育て支援事業計画の中間見直しと合わせて、次世代育成支援行動計画を計画に盛り込んでいく。

次世代育成支援行動計画に掲げる6つの基本目標と277の個別事業のうち、計画に盛り込むべき事業などを、平成27年度以降、子ども・子育て会議での意見を踏まえながら検討していくこととする。

2 構成内容（案）

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画策定の体制
4. 計画の対象
5. 計画の期間

第2編 子ども・子育てを取り巻く西宮市の現状

1. 人口の動向
2. 教育・保育施設、地域の子ども・子育て支援事業の状況
3. ニーズ調査からみる子育ての状況

第3編 基本理念

1. 基本理念

第4編 計画の施策内容

1. 教育・保育提供区域の設定

本市の特徴を踏まえて、教育・保育の提供区域は、北部と南部の2区域に設定する。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育の利用状況、ニーズ調査等を踏まえ、量の見込みに対する、教育・保育施設、地域型保育事業による提供体制の確保の内容及び実施時期について定める。

また、3歳未満の保育利用率について計画期間内の目標値を設定する。

(イメージ)

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		3-5 歳 学校教 育のみ	3-5 歳 保育の 必要有	1-2 歳 保育の 必要有	0 歳 保育の 必要有	3-5 歳 学校教 育のみ	3-5 歳 保育の 必要有	1-2 歳 保育の 必要有	0 歳 保育の 必要有
量の見込み (必要利用定員総数)		300 人	200 人	150 人	50 人	300 人	200 人	150 人	50 人
確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施設)	300 人	200 人	60 人	20 人	300 人	200 人	90 人	25 人
	地域型保育事業			10 人	10 人			20 人	15 人
-		0	0	80 人	20 人	0	0	40 人	10 人

3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業の利用状況、ニーズ調査等を踏まえ、量の見込みに対する、事業ごとの提供体制の確保の内容及び実施時期について定める。

- 第 1 号 利用者支援事業
- 第 2 号 時間外保育事業
- 第 3 号 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 第 4 号 多様な主体の参入促進事業
- 第 5 号 放課後児童健全育成事業
- 第 6 号 子育て短期支援事業
- 第 7 号 乳児家庭全戸訪問事業
- 第 8 号 育児支援訪問事業等
- 第 9 号 地域子育て支援拠点事業
- 第 10 号 一時預かり事業
- 第 11 号 病児保育事業
- 第 12 号 子育て援助活動支援事業
- 第 13 号 妊婦に対して健康診査を実施する事業

(イメージ)

「事業」 事業ごとに記載		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
量の見込み		3,000 人 (10 か所)	3,000 人 (10 か所)	3,000 人 (10 か所)
確保の内容		2,700 人 (9 か所)	3,000 人 (10 か所)	3,000 人 (10 か所)
-		300 人 (1 か所)	0	0

4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園の普及に係る基本的な考え方や目標設置数、設置時期などを定める。
 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定める。
 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策を定める。
 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえ、これらの連携の推進方策を定める。

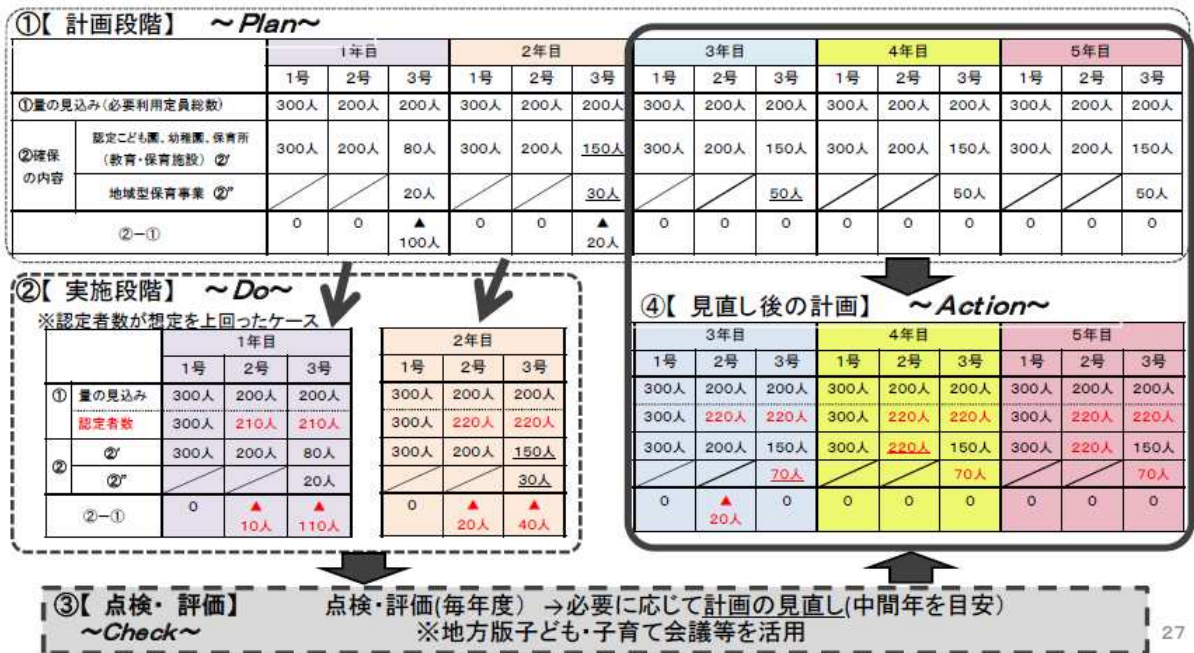
第5編 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

2. 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価を行い、中間年を目処に計画を見直す。

(国の子ども・子育て会議資料抜粋)



3 基本理念

西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念等をもとに整理した（仮称）西宮市子ども・子育て支援事業計画の理念案

（１）基本的な視点

[1] 子どもが健やかに成長する社会をめざします

しっかりとした愛着形成を支えられるように、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望をはぐくみ、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

[2] 子どもの幸せを第一に考えます

社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

[3] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

[4] まち全体で子どもを育みます

保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長とともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携することにより、まち全体で子どもを育みます。

子ども・子育て支援事業計画の基本理念（案）

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち”に“しのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

（２）（仮称）西宮市子ども・子育て支援事業計画の理念案の考え方

ア 次世代育成支援行動計画との調整を図る。

子ども・子育て支援事業計画は、「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等が主な記載事項となる。したがって、より広範な記載事項となっている次世代育成支援行動計画の基本理念等が、子ども・子育て支援事業計画を内包するものとなるように事業計画の基本理念等を整理することになる。

イ 子ども・子育て支援法・国の基本指針との整合を図る。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の規定により、国の基本指針に即して定めるものとされている。

ウ 西宮市幼児期の教育・保育審議会の議論・答申を反映する。

エ 子ども・子育て会議における意見を反映する。

(3) 第3回西宮市子ども・子育て会議における委員の意見

意見	案への反映
<p>全体について 子育て家庭は幸せであってほしいという願いを反映させた文章にしてはどうか。 幼児教育も含む計画にも関わらず、どのように子どもを育てていくのか、抽象的だ。育てるうえでの目標、西宮市を担う市民を育てていくという視点が必要だ。 市民一人一人が子どもを大切に育てていくという視点も必要だ。</p>	<p>文章の流れを整理して、「子育て家庭を支えあう」との文言を反映しました。 計画の内容で具体的にあらわしていくことになると考えます。</p> <p>「子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち」や「子どもの笑顔があふれる」に現れていると考えます。</p>
<p>[1] 基本的な視点 「愛着形成を基礎とし」とあるが、文章としては、「愛着形成を支えられるように、育まれるように」といった文言にすべきだ。 [1] が加わったことにより、西宮流の子育てがわかりやすくなった。</p>	<p>・文言を整理したうえで反映しました。</p>
<p>[3] 基本的な視点 暗いイメージとなっている。本来の子育ての喜びや楽しさが味わえるようにということが先にあるべきだ。 子どもを大事にしなが、その家庭を支えることが、取り組むべき大きな課題であるため、「支える」など、もう少し積極的な言葉であらわしてはどうか。</p>	<p>子育てに関する暗いイメージである「育てを取り巻く不安や負担」をも理解した基本理念であることを明らかにするために文章を残すことを検討しています。</p>
<p>[4] 基本的な視点 「第一義的な責任はその保護者にある」という部分は、固い表現で、親に負担を感じさせる。ともに支えあうことが、これから必要な視点ではないか。</p>	<p>「責任」に負担を感じさせることから「担う」という文言で表現しました。</p>

議事（3）教育・保育の量の見込み及び確保方策

1 就学前児童数の将来人口推計

平成 25 年度の実績値が確定したことにより、計画期間中の就学前児童数の将来人口について、改めて推計した結果、以下のとおりとなった。

今後、就学前児童数が減少していくことに変わりはないが、前回の結果より就学前児童数の減少が緩やかになり、平成 31 年度に 24,202 人となる結果となった（前回の数値は、23,517 人）。

<全市> 各年 4 月 1 日現在

（単位：人）

年度 年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0 歳	4,483	4,055	3,955	3,862	3,776	3,700
1 歳	4,480	4,533	4,155	4,048	3,949	3,859
2 歳	4,553	4,452	4,543	4,156	4,046	3,947
3 歳	4,666	4,528	4,451	4,538	4,149	4,042
4 歳	4,534	4,649	4,526	4,443	4,526	4,138
5 歳	4,835	4,526	4,645	4,519	4,434	4,516
合計	27,551	26,743	26,275	25,566	24,880	24,202
前年差	514	808	468	709	686	678

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

本市の考え方に基づく量の見込み

(単位:人)

		H26 本市の 認可定員	量の見込み				
			H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園 利用	1号	11,677	7,744	7,699	7,619	7,394	7,144
	2号		1,650	1,641	1,625	1,588	1,549
	合計	11,677	9,394	9,340	9,244	8,982	8,693
保育所 等 利用	3号(0歳)	467	499	531	563	595	626
	3号 (1、2歳)	2,237	2,355	2,473	2,591	2,709	2,826
	2号	3,370	3,417	3,463	3,509	3,555	3,601
	合計	6,074	6,271	6,467	6,663	6,859	7,053

確保方策

本市では、待機児童の解消を重要課題と位置付け、これまで新設保育所の整備や保育ルームの整備を中心に進めてきた。保育需要については、量の見込みのとおり、今後も増加していくものと考えているが、一方で1号認定子どもと就学前児童数については減少傾向にあることから、これまでと同様に新設保育所の整備を中心に進めていくと、将来的に保育施設の供給が過剰となることが予想される。

こうしたことから、今後の施設整備にあたって、まずは、既存幼稚園から認定こども園への移行を促進し、既存施設の活用を図ることで、2号認定子ども、3号認定子どもの入所枠を拡大していくことが必要であると考えている。

また、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、認定こども園のほか、地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育などの地域型保育事業を活用していく必要がある。

今後は、認定こども園や地域型保育事業を中心に施設整備を進め、既存施設の配置状況や地域の保育需要を鑑みて、新設保育所の整備を検討していくことが重要であると考えている。

具体的な確保方策については、既存施設の移行調査を踏まえるなど、次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。

議事（４）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1.（９号）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

前回ご提示した本市の考え方に基づく量の見込み

（単位：ひと月あたりの延べ利用者数）

量の見込み	H26 ひと月あたりの延べ 受入可能人数	H27	H28	H29	H30	H31
	12,920	14,217	15,513	16,809	18,105	19,401

確保方策

各地域の子育て支援の中核施設として、事業の空白地域を中心に、中学校区に1か所の全20か所の設置に努める。

併せて、地域等が主体となって行っている子育て支援活動との連携強化や親自身が相互に協力し合いながら取り組んでいるサークル等への支援などにより、身近な地域での子育て支援の場の充実にも努めていく。

（単位：箇所数）

確保方策	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	15	17	19	20	20	20

現在の配置状況については、参考資料集 P71、72 に掲載

2.(1号)利用者支援事業

算出方法

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出する。

本市の考え方

現在、市役所本庁舎の1階窓口を設置する「こども支援案内窓口」に加え、子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)で事業展開を図る。

本計画期間内(5年間)は、北部に1か所、南部は、子育て総合センターと、子育て総合センターから北に1か所、子育て総合センターから南に1か所の4か所での実施を目指し、事業の基盤整備(情報共有・連絡体制の強化、マニュアル整備など)を行う。(単位:か所)

量の見込み		H27	H28	H29	H30	H31
		5	5	5	5	5
確保 方策	基本型	1	2	3	4	4
	特定型	1	1	1	1	1

内閣府 利用者支援事業説明資料

利用者支援事業について

事業の目的

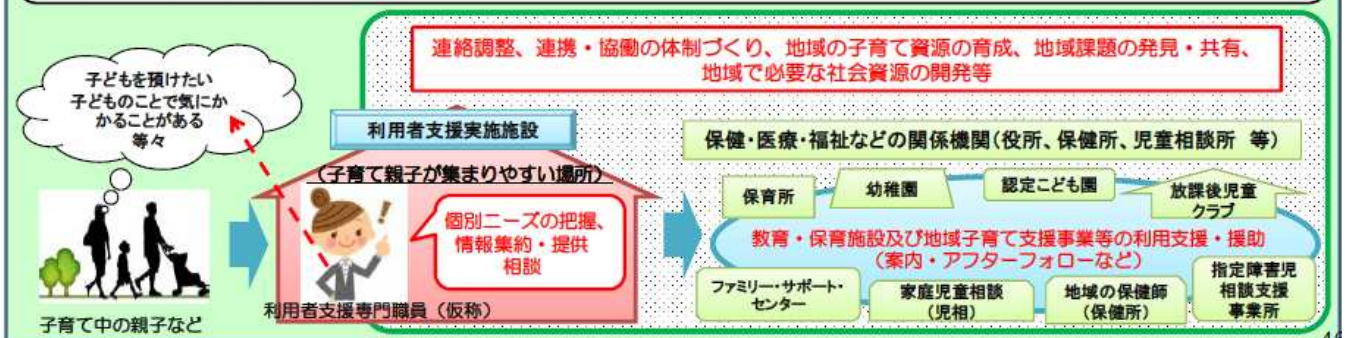
子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

- 総合的な利用者支援
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」
- 地域連携
子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」: 「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例: 地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」: 主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。)(例: 横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



3.(5号)放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)

算出方法

対象年齢：5歳児、就学児

家庭類型：タイプA、B、C、E

量の見込み：家庭類型別児童数(人) × 利用意向率(割合)

アンケート調査問21(放課後の過ごさせたい場所)で「留守家庭児童育成センター(学童保育)」を選択した人を対象に量の見込みを算出する。

5歳児を対象に算出

(単位：人)

	H25 (実績)	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
低学年	2,657	4,452	4,373	4,329	4,227	4,188
高学年	31	2,228	2,222	2,206	2,241	2,197
合計	2,688	6,680	6,595	6,535	6,468	6,385

就学児を対象に算出

(単位：人)

	H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	2,657	2,655	2,607	2,581	2,522	2,502
高学年	31	1,075	1,071	1,059	1,074	1,055
合計	2,688	3,730	3,678	3,640	3,596	3,557

(参考：利用実績)

(単位：人)

		H21	H22	H23	H24	H25
定員数		2,860	2,920	2,920	2,960	3,040
利用人数 (各5月1日 現在)	低学年	2,615	2,487	2,511	2,495	2,657
	高学年	26	34	34	34	31
	合計	2,641	2,521	2,545	2,529	2,688

本市の考え方

計画最終年度（平成 31 年度）に向けて、潜在的な需要が一定顕在化するものと仮定する。
平成 31 年度の量の見込みに対して、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう算出する。

低学年について、国の手引きに基づく量の見込み（5 歳児を対象に算出）では、過去の実績と比較して、非常に高い割合が出ている。一方、就学児を対象としたアンケート調査結果から量の見込みを算出すると、実績を下回る結果となった。

アンケート結果においても、放課後の過ごし方について、5 歳児を対象としたアンケートでは、過ごさせたい場所として「習い事」、「自宅」の次に留守家庭児童育成センターの回答数が多かったが、就学児を対象としたアンケートでは、「自宅」、「習い事」、「公園」、「友達の家」に次いで 5 番目であった。

これは、就学前と就学後では、子どもの心身の発達に伴う自立や家庭環境の変化などから、放課後の過ごし方・過ごし方が変化していくものと推測される。

以上のことから、低学年の量の見込みを算出するにあたって、1 年生の量の見込みは「5 歳児を対象としたアンケート調査結果から」、2 年生、3 年生については、「就学児を対象としたアンケート調査結果から」量の見込みを算出することとする。

高学年については、次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。

（単位：人）

	H25 （実績）	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
低学年	2,657	2,788	2,853	2,918	2,983	3,048
高学年	高学年については、次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。					

確保方策

留守家庭児童育成センターについては、地域によって利用ニーズに大きな開きがある。実際、年度当初で入所児童数が定員を超えている施設は全 40 か所中 11 か所となる。それ以外については、定員どおりの入所もしくは定員割れが生じている状況にある。

入所児童数が定員を超えている施設では、急激な児童数の増加から学校の教室や校庭も不足している状況にあり、留守家庭児童育成センターの、学校敷地内に施設を設けるといった性質上、新たな施設整備が困難であるという現状があり、当面は、定員を超えるニーズに対して、定員の弾力化で対応していくこととする。

就学児の放課後の子どもの居場所については、単に就労世帯を対象とした「留守家庭児童育成センター」だけでなく、全ての子ども・家庭を対象とし、“安全・安心な子どもの居場所づくり”を拡充していくことが必要である。こうしたことから、今後は、留守家庭児童育成センター、児童館、放課後子ども教室や教育関連事業について、密接に連携し横断的な取組を進めるとともに、民間事業者の活用も含め検討する。

4.(10号)一時預かり事業(保育所の一時的預かり、にしのみやファミリー・サポート・センター)

国の手引きに基づく量の見込み

対象年齢：0～2歳児

家庭類型：全ての家庭類型

量の見込み：家庭類型別児童数(人) × 利用意向

アンケート調査 問 18、19(一時預かり等の利用)で認可保育所の一時的預かり等を利用したいと選択した人の利用希望日数を対象に量の見込みを算出する。

(年間延べ利用者数)

H26		量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
保育所の一時的預かり (定員数)	33,240	134,025	129,869	123,683	120,667	117,977
ファミリー・サポート・センター (利用見込み)	7,325					
合計	40,565					

本市の考え方

国の手引きに基づく量の見込みでは、今後利用する際の利用希望日数を算出していることから、利用希望が大きく反映される傾向があると考えられ、また平成25年度実績(参考1、2)と比較しても著しく高い割合となっている。

そのため、一時預かり事業の量の見込みについては、一定、補正が必要であるとする。

計画最終年度(平成31年度)に向けて、潜在的な需要が一定顕在化するものと仮定する。

平成31年度の量の見込みに対して、平成27年度から平成31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう算出する。

家庭類型ごとに量の見込みを判断することとする。

産休・育休世帯以外で、保育所や認定こども園などにより、平日の教育・保育事業を利用することが想定される3号認定を受ける世帯(タイプA、タイプB、タイプC、タイプE)を除く。

また、利用希望日の上限(24日)を設定し量の見込みを算出する。

両親共働き世帯のうち、タイプC'、タイプE'については、いずれかが月64時間未満の就労となるため、3号認定を受けられず、保育所や認定こども園などを利用できないため、補正は行わない。

専業主婦(夫)世帯(タイプD)については、利用希望が大きく反映されていることから、利用希望日数の上限(24日)を設定し量の見込みを算出する。

無職世帯(タイプF)については、本設問に関する該当が1件であったため、量の見込みの算出から除くこととする。

(参考1)一時預かりの利用実績

	H21	H22	H23	H24	H25
箇所数・定員	10 箇所・ 73 名	11 箇所・ 82 名	11 箇所・ 82 名	12 箇所・ 85 名	14 箇所・ 93 名
年間延べ利用人数	10,119 人	11,001 人	10,655 人	11,571 人	13,841 人

(参考2)にしのみやファミリー・サポート・センターの利用実績

	H21	H22	H23	H24	H25
年間延べ利用人数	3,388 人	4,168 人	5,741 人	6,380 人	7,325 人

「国の手引きに基づく量の見込み」と「本市案」の家庭類型ごとの比較

(年間延べ利用者数)

父母の有無や就労状況	【国の手引き】 量の見込み (H31)	本市案 (H31)	備 考
【タイプA】ひとり親家庭	2,938	118	産休・育休世帯以外の3号認定子どもについては、教育・保育を受けることができる世帯であるため量の見込みからは除く。 また、希望日数の上限を24日に設定し補正する。
【タイプB】 フルタイム × フルタイム	23,867	1,030	
【タイプC】 フルタイム × パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間未満)	17,478	707	
【タイプC´】 フルタイム × パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間未満)	14,780	14,780	補正しない
【タイプD】専業主婦(夫)	58,731	37,718	利用希望が高く出ているため、希望日数の上限を24日に設定し補正する。
【タイプE】 パートタイム × パートタイム 双方が月120時間以上または月64時間~120時間未満の一部	61	0	タイプA~Cと同じ
【タイプE´】 パートタイム × パートタイム いずれかが64時間未満または月64時間~120時間未満の一部	0	0	該当無し。
【タイプF】無業 × 無業	122	0	本設問に該当する回答が1件であったため、量の見込みからは除く。
合 計	117,977	54,353	

以上のことから、本市の一時預かり事業(幼稚園における在園児以外)の量の見込みは次のとおりとする。

(年間延べ利用者数)

H26		量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
保育所の一時預かり (定員数)	33,240	43,323	46,081	48,839	51,596	54,353
ファミリー・サポート・センター (利用見込み)	7,325					
合 計	40,565					
確保方策	保育所の一時預かり	35,798	38,356	40,914	43,471	46,028
	ファミリー・サポート・センター	7,525	7,725	7,925	8,125	8,325
	合 計	43,323	46,081	48,839	51,596	54,353

5.(7、8号)乳児家庭全戸訪問事業(健やか赤ちゃん訪問事業) 養育支援(育児支援家庭)訪問事業

国の手引きに基づく量の見込み

出生数等を勘案して計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定

要支援児童及び特定妊婦の数等を勘案して計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定

前回、ご提示した量の見込み

本市の考え方

健やか赤ちゃん訪問事業は、生後2か月ごろの乳児がいる全ての家庭を対象に事業を行っていることから、量の見込みについては、0歳児の人口推計 × 面談率 とする。

面談率については、平成30年度には100%になるように設定する。

養育支援家庭訪問事業は、必要に応じて実施しており、過去の実績がおおよそ横ばいであることから、過去5か年の最大値を量の見込みとして設定する。

(単位：世帯)

	H24 (実績)	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
健やか赤ちゃん訪問事業	4,455	3,811	3,796	3,784	3,776	3,700
育児支援家庭訪問事業	49	54	54	54	54	54
合計	4,504	3,865	3,850	3,838	3,830	3,754



面談率については、100%になるように設定する。

(単位：世帯)

	H24 (実績)	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
健やか赤ちゃん訪問事業	4,455	4,055	3,955	3,862	3,776	3,700
育児支援家庭訪問事業	49	54	54	54	54	54
合計	4,504	4,109	4,009	3,916	3,830	3,754
確保方策		4,109	4,009	3,916	3,830	3,754

6. その他の事業

(2号) 延長保育事業

各年度における保育所や地域型保育事業で量の見込みに対応していく。

(単位：人)

	H26(定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,040	2,070	2,100	2,130	2,160	2,190
確保方策		2,070	2,100	2,130	2,160	2,190

(6号) 子育て家庭ショートステイ

現在、市が指定する児童養護施設・乳児院で量の見込みに対応していく(市内2、市外6 計8か所)

(年間延べ利用者数)

	H25(実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	151	157	160	163	166	170
確保方策		157	160	163	166	170

(10号) 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

既存の私立幼稚園の預かり保育で、量の見込みに対応していく。

(年間延べ利用者数)

	H25(実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	190,384	367,738	366,257	362,280	353,710	345,628
確保方策		367,738	366,257	362,280	353,710	345,628

(11号) 病児・病後児保育事業、にしのみやファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応)

既存の病児保育、病後児保育(病児1か所、病後児1か所で年間延べ利用定員2,400人)、ファミサポ提供会員で量の見込みに対応していく。

(年間延べ利用者数)

	H25(実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	801	899	952	1,008	1,067	1,130
確保方策		899	952	1,008	1,067	1,130

(12号) にしのみやファミリー・サポート・センター(就学児)

ファミサポ提供会員で量の見込みに対応していく。

(年間延べ利用者数)

	H25(実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,045	2,049	2,049	2,049	2,049	2,049
確保方策		2,049	2,049	2,049	2,049	2,049

(13号) 妊婦健康診査

申請に応じて、引き続き、全世帯に対して、妊婦健診費用の一部を助成していく。

(年間助成回数)

	H25(実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	55,983	51,524	50,248	49,071	47,982	47,014
確保方策		51,524	50,248	49,071	47,982	47,014